

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「人の能力を最大限に引き出し、人と社会の幸せのために貢献する」ことを統括理念に掲げ、企業としての社会的責任を自覚しつつ、企業価値をより一層高めるため、経営機構における監督機能を強化するとともに、透明性の確保、迅速な職務執行体制の確立を図っております。

また、コンプライアンスの徹底を重視し、内部統制システムの整備に努めることで、ステークホルダーから高い評価を得られ、また、社会から信頼される企業として、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、当社の株主における機関投資家及び海外投資家の比率等を考慮し、必要に応じて議決権の電子行使及び招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

当社は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして、ストックオプション制度を設けております。中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合をあらかじめ設定する運用は行なっておりませんが、職責や業績貢献度がより適切に反映された、健全なインセンティブのあり方について、今後検討してまいります。

【補充原則4-8-1、2】

当社は、独立社外者のみを構成員とする会合の定期的な開催や「筆頭独立社外取締役」の選任等は行なっておりませんが、取締役会は社外取締役及び社外監査役を含めて構成され、十分審議を行なって意思決定しております。今後、必要に応じ検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、指名・報酬等の特に重要な事項に関する検討にあたり、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置等を行なっておりませんが、取締役会は、社外取締役及び社外監査役を含めて構成され、十分な意見交換が行なわれており、十分に機能を果たしていると判断しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、社内登用された取締役、監査役だけでなく、十分な知識・経験・能力を有した社外取締役及び社外監査役を含めて構成され、期待される監督・監査機能を果たす意見が述べられており、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。

今後、各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性に関し、分析・評価を行ない、その結果の概要を開示することの必要性について検討を行なってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、長期的・安定的に事業上の連携強化が見込まれる場合等、「政策保有株式」を保有することがあります。取締役会で、その保有目的及び長期的に当社の企業価値の向上に資するか否かを定期的に検証しております。

議決権行使については、発行先の経営に寄与し、企業価値の向上を期待できるか等を総合的に勘案して行なっております。

【原則1-7】

当社は、関連当事者間の取引を行なう場合には、決裁権限規程等に基づき、執行役員会、取締役会等で十分に審議の上、決裁しております。また、当社役員には、年1回の関連当事者取引に関して書面で確認を行なっており、その報告を受け監視するとともに、毎期、関連当事者間の取引結果を取締役に報告を行なっております。関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示してまいります。

【原則3-1】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画等は、当社ウェブサイト、決算説明会、有価証券報告書、株主総会招集通知等を通じて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針は、有価証券報告書に開示しております。経営幹部の報酬等の方針は、人事評価規程等に定め、これらの規程に基づき、毎期の人事評価を反映させ、決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名は、年齢、性別、国籍等の区別なく、各職務を全うできる専門知識、経験、見識、人格等を有し、当社の経営理念を理解・共感し、実践できる人材であることを基本方針としております。上記方針を踏まえ、業績等の評価に基づき、社長が、経営陣幹部と取締役・監査役候補の選任案を立案し、その理由を明示して取締役会に諮り、取締役会で決議しております。

(5) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知に記載を行なっております。

【補充原則4-1-1】

当社は、決裁権限規程、執行役員会規程、取締役会規程等を定め、取締役会で決定する事項、経営陣に対する委任の範囲を明確化しております。

す。

【原則 4 - 8、9】

当社は、社外取締役3名を選任し、その内2名を、法令や東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立社外取締役に選任しております。社外取締役は、経営者として幅広い実績と企業経営に関する高い見識や専門的知識及び豊富な経験に基づき、当社の経営における重要事項の決定及び独立した立場からの業務遂行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、選任しております。特に独立社外取締役に關しては、当社と直接の利害関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としております。

【補充原則 4 - 11 - 1】

当社は、当社事業について専門知識・経験・能力を有する社内出身の取締役と、客観的立場から積極的に意見を述べるができる複数の社外取締役により、取締役会を構成することを基本方針としております。なお、取締役の員数は当社の定款により10名以内と定められております。また、取締役候補者は年齢、性別、国籍等の区別なく、各職務を全うできる専門知識、経験、見識、人格等を有しており、当社の経営理念を理解・共感し、実践できる人材を選任、指名する方針としております。

【補充原則 4 - 11 - 2】

当社の取締役及び監査役における他の上場会社の役員兼任状況は、定時株主総会招集通知とともに提供している「事業報告」(「2. 会社の現況」の中の「(3)会社役員の状況」の該当項目)及び「有価証券報告書」(「第一部 企業情報」の中の「第4 提出会社の状況 5. 役員の状況」)で、事業年度毎に開示しております。また、兼任数は、求められる役割・責務を十分に果たすことが可能な範囲内となっております。

【補充原則 4 - 11 - 3】

前記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。取締役会は、社内登用された取締役、監査役だけではなく、十分な知識・経験・能力を有した社外取締役及び社外監査役を含めて構成され、期待される監督・監査機能を果たす意見が述べられており、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。今後、取締役会全体の実効性に関し、分析・評価を行ない、その結果の概要を開示することについて検討を行なっております。

【補充原則 4 - 14 - 2】

当社は、取締役及び監査役に、その経歴等を考慮し、期待される役割・責務を適切に果たしていくために必要な知識及び情報、ならびに事業に関する情報(当社の事業内容、業界特性や市場動向、会社の状況等)を習得できるよう、個々の取締役・監査役が自主的に研修やトレーニングを受ける場合には、その費用支援を行なうこととしております。

【原則 5 - 1】

当社では、適時開示規程を設け、投資家が投資判断において重要と考えられる事項について積極的に適時かつ適切に開示することを基本方針としております。株主総会の他、四半期毎に決算説明会を開催しており、株主や投資家からの対話の申し込みに対しては、合理的な範囲内で、積極的に経営企画部が対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シー・アンド・アール	6,293,000	27.83
井川 幸広	3,768,000	16.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,002,700	4.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	584,400	2.58
澤田 秀雄	575,000	2.54
依田 巽	383,300	1.70
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	298,901	1.32
斑目 力曠	280,000	1.24
有限会社秀インター	220,000	0.97
クリークアンドリバー社従業員持株会	205,000	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

(注)1 上記のほか、自己株式が1,141,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.05%)あります。
2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式1,002,700株のうち420,000株は、株式給付信託型ESOP制度導入に伴う当社株式であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 最代治	他の会社の出身者											
澤田 秀雄	他の会社の出身者								○			
藤沢 久美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 最代治	○	株式会社田中経営研究所の代表取締役、株式会社キャリアデザインセンター及びイマジニア株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。	経営者として幅広い実績と企業経営に関する高い識見に基づき、当社の経営における重要事項の決定及び独立した立場からの業務遂行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、選任しております。 また、財務的、税務的及び大局的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行なっております。 独立役員に指定した理由は、当社と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同氏を指定いたしました。

澤田 秀雄		株式会社エイチ・アイ・エスの代表取締役会長兼社長、澤田ホールディングス株式会社代表取締役会長及びハウステンボス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。株式会社エイチ・アイ・エス及びハウステンボス株式会社は、当社の取引先に該当しております。	経営者として幅広い実績と企業経営に関する高い識見に基づき、当社の経営における重要事項の決定及び独立した立場からの業務遂行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、選任しております。 また、財務的、税務的及び大局的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行なっております。
藤沢 久美	○	株式会社ソフィアバンクの代表取締役、一般社団法人投資信託協会の理事、日本証券業協会の公益理事、株式会社静岡銀行及び豊田通商株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。	多くの公職を歴任しておられ、専門的見識及び豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対して客観的に適切な助言をいただくことで、経営体制がさらに強化されることを期待いたしまして、社外取締役として選任しております。 独立役員に指定した理由は、当社と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同氏を指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受けております。また、監査役は、必要に応じて会計監査人の監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を受けております。

また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効果的な監査を実施するよう努めております。

それぞれの監査結果については相互に内容を検討し、会計監査人とも意見交換を行ないながら、効率的・効果的監査のため、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
斑目 力曠	他の会社の出身者												
安部 陽一郎	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斑目 力曠		トランステック株式会社の取締役会長及び株式会社エーエムアールの代表取締役を兼務しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。	企業経営分野の専門家として経営全般の健全性やコンプライアンス確保のための十分な見識を有しておられることから、当社の監査体制の強化に適切な助言と経営の監視をしていただけると判断し、選任しております。
安部 陽一郎		安部総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と同所は役務提供等の取引関係がありましたが、現在においては当社と同所の顧問契約は解除しております。	弁護士として企業法務に精通しており、経営全般を統治する十分な見識を有しておられることから、専門的見地から公正中立な立場で監査機能を遂行していただけると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

田中最代治氏及び藤沢久美氏は、当社と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

- ・第4回(平成23年5月25日決議) 割当人数～2名 割当個数～3,500個
- ・募集新株予約権(有償ストック・オプション)(平成27年4月8日決議) 割当人数～4名 割当個数～12,000個

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

- ・第4回
会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成23年5月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。
- ・募集新株予約権(有償ストック・オプション)
会社法236条、第238条及び第240条の規定に基づき、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、業績向上へのコミットメントを高めることを目的として、当社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行することを平成27年4月8日開催の当社取締役会において決議されたものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く。) 4名 111,861千円
監査役(社外監査役を除く。) 2名 11,700千円
社外役員 5名 10,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬等は、株主総会において報酬総額を決議し、その範囲内で取締役会において各役員への報酬額を定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は経営企画部が取締役会の事務局を担当し、社外取締役及び社外監査役に対し必要に応じて取締役会資料の事前配布や事前説明を行なう等、取締役会での意見交換及び決議が円滑に遂行できるように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会による代表取締役の職務執行状況の監督、監査役及び監査役会による監査を軸に経営監視の体制を構築しております。毎月1回開催される取締役会は、社外取締役3名を含む計8名で構成され、経営上の基本方針、意思決定及び職務執行の監督を行ない、公正な経営の実現を目指しております。また、常勤の取締役を含む執行役員で構成する執行役員会を毎月2回開催し、十分に議論を行ない、取締役会審議事項の予備的な審議の充実及び経営意思決定が的確かつ迅速に行なえる体制を確保しております。

一方、監査役会は社外監査役2名を含む計4名で構成されております。社外監査役を積極的に採用することで、経営監視機能の充実をはかり、取締役の職務執行について厳正な対応を行なっております。監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。また、監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受けております。監査役は、必要に応じて会計監査人の監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を受けております。

さらに、法律事務所と顧問契約を締結し、積極的にコンプライアンスの適正確保に努めております。

当社は、平成28年5月開催の定時株主総会で定款を変更し、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との責任限定契約に関する規定を新設しており、これに基づき社外取締役及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員会で十分な議論を行ない、社外取締役3名を含む取締役会で意思決定及び代表取締役の職務執行の監督を行なうことで、意思決定が的確かつ迅速化に行なうことが可能であると判断しております。また、社外監査役2名を含む監査役会で経営を監視することで、十分な監査機能を発揮することが可能であると判断しております。

加えて、監査役、内部監査室ならびに会計監査人が相互連携することで、経営監視機能の充実を図っておりますので、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できるものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算発表を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信や適時開示資料、IRカレンダー等の投資情報や業績に影響を与えうる情報を随時開示しております(http://www.cri.co.jp)。また、情報更新の都度、メールにてお知らせするサービスを提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	決算発表等の説明資料を当社ホームページ(http://www.cri.co.jp)に記載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

経営監督機能が適正かつ効率的に遂行されることを目的に、内部統制システムの整備を進めております。内部統制の基本目的は、(1)経営戦略への貢献、(2)業務の有効性と効率性の確保、(3)財務報告の信頼性の確保、(4)関連法規の遵守等であり、当社グループの経営の透明性と効率性の向上を追求するために、経営管理全般の整備・運用状況を検証・評価しております。

また、会計監査人につきましては、太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任し、会計監査を受けております。これにより、会計及び会計に係る内部統制の適正及び適法性について第三者としての視点より助言・指導を受ける等、監査役会及び内部監査室との連携をはかり、より適正な内部統制システムの構築と整備に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、行動規範としての「グループ・コンプライアンス・ポリシー」を定め、コンプライアンス研修を実施して周知徹底を図っております。

また、当社は、監査役制度採用会社として、取締役会による代表取締役の業務執行状況の監督、監査役及び監査役会による監査を軸に経営監視の体制を構築し、公正な経営の実現を目指しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」の定めに従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存をしております。取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合には、文書管理規程に従い、これに速やかに対応しております。また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役自らが中心となり、内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施することとしております。この内部監査結果に基づき、取締役の職務執行の「コンプライアンス体制」「リスク管理体制」「CSR体制」の適切性の確保を行なうこととしております。また、個人情報保護の観点から、プライバシーマーク認定を取得し、情報の取扱いに関する体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、常勤の取締役を含む執行役員で構成する執行役員会を開催し、十分に議論を行ない、取締役会審議事項の予備的な審議の充実及び経営意思決定が的確かつ迅速に行なえる体制をとっております。

(5) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役及び使用人の職務執行に係る事項の会社への報告に対する体制

「グループ会社管理規程」に基づき、一定の重要な事項についてグループ各社に報告を義務付けている他、グループ会議を実施し、各社の事業の方針、目標、計画及び進捗、その他重要事項等について、報告・協議を行なう体制となっております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」及び「グループ会社管理規程」に基づき、イで記載した報告等を受けて、当社の代表取締役自らが中心となり、内部監査室が、内部監査を実施することとしております。

ハ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

グループ各社では、「決裁権限規程」により、権限移譲の範囲を明確にし、取締役会を開催し、十分な審議と的確かつ迅速な経営意思決定を行なう体制をとっております。

ニ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

行動規範としての「グループ・コンプライアンス・ポリシー」を定め、周知徹底を図っている他、コンプライアンス研修を実施しております。また、各グループ会社に監査役を設置して、取締役の職務執行を監視する体制をとっております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号により監査役の職務を補助すべき者として配置された使用人は、補助すべき監査役の職務に関連し、取締役からの指揮命令を受けず、また、この使用人の人事異動・評価については、監査役会の事前の同意を得ることとしております。

(8) 監査役の前号の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役会で指揮命令系統等の指示の実行性の確保に関する事項を決定することとしております。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ 会社の監査役に報告する体制

当社は「内部通報規程」を設け、取締役及び使用人が、法令及び定款に違反もしくは不正行為等の事実、又は会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実について、速やかに監査役へ報告することを義務付けております。また、内部監査を行なう内部監査室は、結果について監査役に報告し、監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制をとっております。また、監査役は、会計監査人との情報交換を適宜行なうことにより、密接な連携を図っております。

ロ 子会社の取締役及び使用人が会社の監査役に報告するための体制

グループ各社では、「内部通報規程」等を設け、法令及び定款に違反もしくは不正行為等の事実、又は会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実について、グループ各社の監査役又は当社の内部監査室に報告を義務付けております。グループ各社の監査役や当社の内部監査室は、必要な調査を行ない当社の監査役に報告を行なうものとしております。

(10) 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に、前号の報告を行なった取締役及び使用人に一切の不利益が生じないように配慮する旨を定め、明文化しております。

(11) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査費用に係る方針は監査役会で決定しております。監査役は、緊急又は臨時に支出した費用についても会社から前払又は償還を受けることが可能となっております。

(12) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

常勤監査役は、執行役員会に出席し、業務の意思決定及び業務の執行状況が法令及び定款に違反していないかどうかについて確認する体制となっております。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準ならびに実施基準に沿った内部統制システムの整備を進め、当社及び子会社の財務報告の適正性を確保するための体制の一層の強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求等に対しては、断固拒否する方針であります。「グループ・コンプライアンス・ポリシー」を定めている他、コンプライアンス研修等により社員への意識徹底を図るとともに、社内体制を整備しております。反社会的勢力排除については、対応部署を経営企画・管理グループとし、弁護士や所轄警察署など外部専門機関との連携を強化し、組織的に対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

買収防衛策について特記すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

情報の取扱い、クオリティやコスト等の管理は十分に行なっているものの、万一、予想された事業展開が果たせない場合は、事業活動に影響を及ぼし、業績に影響を与える可能性があります。また、その原因が当社に起因するものである場合は、当社に対する何らかの形による損害賠償の請求、訴訟その他の責任追及がなされる可能性があります。こうしたリスクを管理するため、経営企画部にて、経営資源のバランス調整・進行管理の適正確保を図り、営業部門に対して管理会計手法による組織チェックを明確にする「プロジェクト・マネジメント」を導入しております。